

指 示

平成26年5月21日

長野県知事
阿部 守一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成25年10月21日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 長野県小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町及び南牧村において採取されたきのこと類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 長野県長野市及び軽井沢町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。